

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年6月30日

【会社名】 株式会社トプコン

【英訳名】 TOPCON CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 平野 聡

【本店の所在の場所】 東京都板橋区蓮沼町75番1号

【電話番号】 03 (3558) 2536

【事務連絡者氏名】 取締役兼執行役員 財務本部長 秋山 治彦

【最寄りの連絡場所】 東京都板橋区蓮沼町75番1号

【電話番号】 03 (3558) 2536

【事務連絡者氏名】 財務本部 財務部部长 森口 忠輔

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【提出理由】

当社は、平成29年6月28日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成29年6月28日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 取締役8名選任の件

取締役として、平野 聡、岩崎 眞、江藤隆志、福岡康文、秋山治彦、山崎貴之、松本和幸及び須藤 亮の8氏を選任する。松本和幸氏及び須藤 亮氏は社外取締役である。

第2号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として、門多 丈氏を選任する。

第3号議案 取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額は、平成25年6月26日開催の第120期定時株主総会において、総額を年額500百万円以内（固定部分を300百万円以内、当該事業年度の一定の指標を基準に算定する業績連動部分を年額200百万円以内）と承認され、今日に至っており、その後の経済事情等諸般の事情及び下記ストックオプション制度の導入を考慮して、今回取締役の報酬額の総額を年額700百万円以内（固定部分を300百万円以内、当該事業年度の一定の指標を基準に算定する業績連動部分を年額400百万円以内）とし、そのうち社外取締役の総額を年額300百万円以内（固定部分のみ）に改定する。なお、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼取締役の使用人分給与は含まれないものとする。また、対象となる取締役の員数は8名（うち社外取締役2名）となる。

第4号議案 取締役に対するストックオプションとしての新株予約権発行の件

当社の取締役の業績向上に対する意欲や士気を一層高めるために、当社取締役（社外取締役を除く）に対して、ストックオプションとして新株予約権（以下「本新株予約権」という。）を割り当てることとする。

本新株予約権については、本新株予約権の割当を受けた取締役に対し、下記の内容にて、かつ、払込金額と同額の報酬請求債権と本新株予約権の払込金額とを相殺することを条件として、取締役会決議により発行する。なお、来期以降も、取締役（社外取締役を除く。）に対して、同様の目的のために本新株予約権と同様の新株予約権を付与することとする。

(1) 新株予約権の総数

各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内に割り当てる個数は計1,000個を上限する。

(2) 新株予約権の目的である株式の数

新株予約権1個あたり当社普通株式100株

なお、普通株式に関する株式分割又は株式併合等により、付与株式数の調整をする必要がある場合には、当社が必要と認める調整を行う。

(3) 払込価額

新株予約権1個につき、ブラックショールズモデルにより算出した公正価額とする。

但し、会社法246条第2項の規定に基づき、金銭による払込に代えて、新株予約権の割当を受ける者が当社に対して有する報酬請求債権をもって相殺する。

(4) 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株あたり1円とし、これに割当株式数を乗

じた金額とする。

(5) 権利行使期間

割当日の1年後の応当日を権利行使期間の始期とし、権利行使期間の始期から10年後の応当日を権利行使期間の終期とする。

(6) 譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。

(7) 行使条件

新株予約権の行使にあたっては、下記の全ての条件が成就されていることを要するものとする。その他の行使条件については当社取締役会において定めるものとする。

①新株予約権者が割当日から1年以上、割当日に就任していた役職と同等以上の役職に継続して就任していること（但し、割当日から1年以内に行われる定時株主総会の終了時において任期が満了する者については、当該任期満了時まで継続して就任していたこと。）。

②新株予約権者において当社就業規則に定める各懲戒事由相当の事実が発生していないこと並びに当社の定める内部規律及び当社と締結している契約に違反していないと当社が認めること。

③新株予約権者が死亡した場合においては、その配偶者（配偶者が存しない場合においては法定相続人のうち最年長の者）又は当社が別途認めた者が、新株予約権者の死亡した日から3か月以内に、当社の定める方式にて行使すること。

(8) 当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

当社取締役会が定める場合のほか、当社は、新株予約権を、下記①の場合については①の決算が取締役会において承認された日以降において、下記②乃至④の場合は当該事実が発生した時点以降において、取締役会で別途定める日に、無償で取得することができるものとする。

①割当日の属する事業年度の当社の連結損益計算書において当期純損失となった場合。

②当社の組織再編等において当社取締役会が必要と認めた場合。

③新株予約権者において当社就業規則に定める各懲戒事由相当の事実が発生した、当社の定める内部規律又は当社と締結している契約に違反した等と当社が認めた場合。

④新株予約権者が当社から解任された場合。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合 (%)
第1号議案 取締役8名選任の件				(注) 1	(注) 2
平野 聡	840,601	18,393	35,613		可決 (93.5%)
岩崎 眞	882,725	11,616	266		可決 (98.2%)
江藤 隆志	889,670	4,671	266		可決 (99.0%)
福間 康文	889,700	4,641	266		可決 (99.0%)
秋山 治彦	889,352	4,989	266		可決 (98.9%)
山崎 貴之	889,351	4,990	266		可決 (98.9%)
松本 和幸	798,691	95,651	266		可決 (88.9%)
須藤 亮	885,663	8,679	266		可決 (98.5%)
第2号議案 補欠監査役1名選任 の件				(注) 1	(注) 2
門多 丈	893,762	590	266		可決 (99.4%)
第3号議案 取締役の報酬額改定 の件				(注) 1	(注) 2
	888,090	6,262	266		可決 (98.8%)
第4号議案 取締役に対するスト ックオプションとし ての新株予約権発行 の件				(注) 1	(注) 2
	700,556	193,796	266		可決 (77.9%)

(注) 1. 議案の可決要件は次のとおりであります。

- ① 第1号議案及び第2号議案は議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によるものであります。
- ② 第3号議案及び第4号議案は議決権を行使することができる出席した株主の議決権の過半数の賛成によるものであります。

2. 賛成の割合の計算方法は次のとおりであります。

本株主総会に出席した株主の議決権の数（本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席のすべての株主分）に対する、事前行使分及び当日出席の株主のうち、各議案の賛否に関して賛成が確認できた議決権の数の割合であります。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。